

# 篠崎 進士 法律事務所報



2017年 夏号



- ② 企業取引における反社会的勢力排除の実務対応  
所長 弁護士 篠崎 芳明
- ③ 120年ぶりの民法大改正  
副所長 弁護士 進士 肇
- ④ 個人情報保護法について  
弁護士 杉山 一郎
- ⑤ 銚子信用金庫様 コンプライアンス研修のご紹介  
弁護士 中山 祐樹
- ⑥ 民暴ABC 反社の手口と対応策について ～ヒットエンドアウェイ～(その1)  
弁護士 小川 幸三
- ⑦ 書籍紹介 『不当要求等対処ハンドブック』  
弁護士 鶴岡 拓真
- ⑦ 判例紹介 【最大決平成28・12・19】 ～預貯金債権と遺産分割対象性～  
弁護士 石黒 一利
- ⑧ 近況報告



## 企業取引における 反社会的勢力排除の実務対応

篠崎・進士法律事務所 所長

弁護士 **篠崎 芳明**

企業が暴力団と取引を行い、暴力団に利益を供与するときは、その企業は厳しく大きな社会的非難を受け信用を失います。

今回は、企業が暴力団との取引を回避する方法、取引に絡んで暴力団から不当要求を受けた場合の対応方法など企業取引における暴力団排除の実務について解説します。

### 取引の不開始

企業が暴力団との関わりを持たない為には、暴力団と取引をしないことが簡単であり最善です。銀行、証券、カード会社など不特定、多数の顧客から契約締結の申込を受ける業種では、(暴力団員等の)申込者に「(申込を)承諾しない」旨を回答して契約の締結を拒絶(回避)します。

申込者から「(申込を)承諾しない理由」を教えるなどとクレームがあるときは、「(当社の)総合的判断」と回答します。取引を開始しない理由は、暴力団の属性だけではなく、不芳(トラブルが懸念されるなど)先であることもあります。民事上の原則である取引の自由(契約をしない自由)と申込用紙にある「(申込みを)承諾しないことがある旨の記載」を説明します。

### 取引の解約

属性が明らかでない申込者と契約を締結するときは、申込者から表明確約書(暴力団の属性がないことを表明する)を徴求し、契約書中に暴排条項(暴力団の属性が明らかになったときは契約が解約されること、解約されても損害賠償の請求をしないこと、申込者は当社が被った一切の損害を賠償することなど)を規定します。尤も、取引解約のために暴排条項を援用するときは、警察から(暴力団)属性の確認を受けなければなりませんから、少しやっかいです。

### 不当要求行為への対応

暴力団など(属性が確認できない者を含む)から、取引に関連して不当な要求を受けたときは、毅然として要求を拒絶します。理由のない金銭の支払い等により安易に解決しようとするときは、非を認めたとして更なる金銭の支払いを求められ、その後も同様の不当要求を受けるおそれがあります。

理由のない金銭の支払いは取締役の善管注意義務違反行為であり、担当取締役は後日会社に対して損害賠償責任

を負担することになりかねません。

しかし、毅然として要求を拒絶することは、いたずらに不当要求行為者を逆上させることではありません。要求行為者の面前で直接公然と要求を拒絶して、逆上した要求行為者から思いもかけない攻撃を受けることのないように注意しなければなりません。

当法律事務所が担当した案件で、公然と直接、面前で全て要求を拒絶したところ、逆上した不当要求行為者から面談の直後にその運転する車に衝突され、担当者の1名が死亡、1名が重傷を負ったケースがあります。

後日、書面や担当弁護士により、一切の要求を拒絶する旨を通知することが適当です。

### 民事訴訟手続の活用

不当要求行為により会社の業務運営に支障がでるとき(例えば街宣車を利用)や担当者の身の安全が脅かされるとき(ストーカー行為など)は、民事保全命令(不作為仮処分)や(不作為保全処分に従わないときの)間接強制申立、債務不存在確認請求訴訟の提起など民事訴訟手続の活用が有効です。民事保全命令や債務不存在確認判決がありながら、なおも不当要求行為を繰り返す者には刑事事件として告訴手続を行うことができます。

### 刑事事件対応

不当要求行為が、恐喝や業務妨害、信用毀損などの犯罪を構成するときは、迷うことなく警察に被害届(告訴)を提出して警察による対応を求めます。警察は、迅速かつ適切に対応します。

### まとめ

暴力団の撲滅は、今や日本の社会目標であり、暴力団と取引をしないこと、暴力団に経済的利益を供与しないことは企業の社会的責任です。

企業は、反社情報の収集に努め、まずは暴力団とは契約を締結しないよう努め、その属性が明らかになった際には、すみやかに契約の解消に努めなければなりません。

(当職が平成28年10月11日全国暴力追放センターにて行った同題名での講演内容は、全国暴力追放センターホームページにてご覧いただけます。)



## 120年ぶりの民法大改正

篠崎・進士法律事務所 副所長

弁護士 **進士 肇**

「民法の一部を改正する法律案」(民法改正法案)が、5月26日に参議院本会議で可決され、成立しました。1896年(明治29年)の制定・公布以来、約120年ぶりに債権法部分を抜本的に見直したものであり、2009年10月の法務大臣諮問から、足かけ8年で成立しました。改正項目は約200に及び、改正法の公布後3年以内に施行されることになっているので、2020年からの施行になると予想されています。大改正ゆえに本稿で全体に触れることは到底不可能ですが、身近な問題で話題になっている項目を、幾つか見てみましょう。なお以下の条文は、断りのない限り改正後の条文です。

### 1 賃貸借契約における敷金と原状回復費用

マンション・アパートなどの賃貸借契約に関し、敷金の定義規定を設けた上で、賃貸人は同契約が終了し建物の返還を受けると敷金返還義務を負うこと(622条の2)、通常の使用収益によって生じた建物の損耗や経年劣化は原状回復義務の対象範囲に含まれないこと(621条)、が明記されました。

### 2 保証

現行法は保証契約は書面で行わなければならないとされています(現行446条)、改正法では事業のために負担する借入(事業性借入)を対象とする個人保証・個人根保証につきさらなる厳格化を図り、これら保証契約の締結前1か月以内に、公正証書で「保証債務を履行する意思」を確認しなければ無効であるとし(465条の6)。但し、いわゆる経営者保証はその例外とされています(465条の9)。

### 3 定型約款

電気・ガス・水道の契約、携帯電話・預金・保険の契約、鉄道・バス・航空機の乗降の契約、インターネット通販など、定型的大量の取引が行われる場合に企業が不特定多数の消費者に示す「約款」。ネット通販で同意クリックを要求される約款や保険約款など、あまり読まない(と

言っては語弊がありますが)細かい字の規定集を思い出して下さい。改正法では、「定型約款」の定義規定を設け、定型約款が契約内容として認められるためのみなし合意の要件、相手方の利益を一方的に害する条項(不当条項)の規制、内容開示義務、定型約款の変更に関する規定などが盛り込まれました(548条の2~4)。企業対消費者の取引に関する企業法務に大きな影響を及ぼすと予想されます。

### 4 法定利率

現行法では年5%の固定制ですが、これが不合理に高率だという指摘を受けて、改正後は当初の法定利率を年3%とした上で、3年毎に見直す変動制になります(404条)。また、交通事故の損害賠償額算定にあたり、逸失利益を換算する上で中間利息控除額が減って保険金の額が上がるので、そのコストを吸収するために支払保険料が引き上げられる可能性があるという指摘されています。

### 5 債権の消滅時効

現行法では「権利行使できる時から10年」で消滅時効にかかるとされていますが、改正法では、原則として「債権者が権利行使できることを知った時から5年」又は「権利行使できる時から10年間」のいずれか早い方とされました(166条)。現行法の職業別の短期消滅時効の規定(現行170~174条)は廃止されます。新聞等で「飲食代のツケはこれまで1年間請求を受けなければ消滅したが、これからは5年を要する。」などと書かれているのは、このことです。

以上5点を挙げましたが、これらは本改正の何十分の一に過ぎません。関係法への波及効果を含め、とにかく極めて影響の大きな改正なので、私たち弁護士も当面は、常に念頭に置きながら対処していかなければなりません。ご相談をいつでもお待ちしております。



## 個人情報保護法について

弁護士 杉山 一郎

**1 「個人情報の保護に関する法律」**（以下「個人情報保護法」といいます。）は、平成29年5月30日から改正法が全面施行されました。

今までは、取り扱う個人情報が5000人分以下の事業者は個人情報取扱事業者に該当せず個人情報保護法が適用されませんでした。インターネットの急速な普及等を踏まえ、取り扱う個人情報が5000人分以下の事業者も個人情報保護法が適用されることになりました。

改正内容も多岐にわたりますので、注意が必要です。以下概略をご説明します。なお、個人情報保護委員会（改正法により民間事業者に対する監督権限を持つことになりました。）から個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（ガイドライン）やガイドラインに対するQ&Aも公表されていますので（通則編、確認記録義務編、外国第三者提供編、匿名加工情報編等が公表されています。また別途、金融関連分野についてはガイドラインが、医療関連分野についてはガイダンスがそれぞれ公表されています。）、ぜひご参照下さい。

なお、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」も公表されています。

### 2 個人情報等について

個人情報とは生存する個人に関する情報（個人情報保護法2条1項）であって、特定の個人を識別できるものですが、DNAや指紋・掌紋等の身体的特徴や免許証番号等の公的な番号も含むよう明確化されました。また、本人の病歴・犯歴等は要配慮個人情報として整理され（同法2条3項）、要配慮個人情報を取得するときや第三者提供を行うときには原則として本人の同意が必要となりました（同法17条2項）。要配慮個人情報はオプトアウト（あらかじめ第三者への提供を利用目的とすることや個人データの項目等を本人に通知し、または本人が容易に知りうる状態にする）とともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には、本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供できる仕組みです。）による第三者提供（同法23条2項）は認められません。

なお、個人データとは、個人情報データベース等を構成

する個人情報をいい（同法2条6項）、個人情報データベース等とは特定の個人情報をコンピュータを用いて検索できるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物とされています（同条4項）。ガイドラインでは名刺の情報を業務用パソコンの表計算ソフト等を用いて入力・整理する場合は個人情報データベースの具体例として挙げられています。

### 3 第三者提供について

個人データを第三者に提供する場合には、原則として本人の同意が必要となりますが、要配慮個人情報を除く個人データについては、オプトアウト手続による提供が可能です。

ただし名簿屋対策の観点から、第三者提供をした場合または受けた場合には、提供者は提供年月日・受領者の氏名等を記録して保管することが、受領者は提供者の氏名、取得経緯等を確認の上、受領年月日、確認事項等を記録して保管することが、それぞれ求められています（同法25条、26条）。

業務委託、事業承継、共同利用の場合には、提供を受ける者が第三者ではないとされますので、第三者提供には当たりません（同法23条5項各号）。

なお外国第三者への提供の場合には別途定められています（同法24条）。

### 4 匿名加工情報

特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報を利用するための規定が整備されました（同法36～39条）。

### 5 安全管理措置

個人情報取扱事業者は個人データの安全管理措置を講じる必要があります（同法20条）、従業員の数が100人以下であり、取り扱う個人情報の数が過去6月以内に5000人分を超えておらず、かつ個人データの取扱が委託によるものではない小規模事業者に対しては、簡略化された人的・物理的・技術的安全管理措置の手法がガイドラインで公表されています。例えば、システムログ等についての記録の整備に関しては、「あらかじめ整備された基本的な取扱方法に従って個人データが取り扱われていることを、責任ある立場の者が確認する。」とされています。



## 銚子信用金庫様 コンプライアンス研修のご紹介

弁護士 中山 祐樹

平成29年1月20日、進士、中山、鶴岡の3名が、銚子信用金庫様の本店にて行われたコンプライアンス研修において、講師を務めました。

同研修は、銚子信用金庫様が、毎年1回、役員や職員の方々数十名を対象に開催されているもので、例年、当事務所の所属弁護士を講師としてお招きいただいております。研修のテーマは、直近の法改正や新判例に関する事柄、時事問題として注目を集めた事柄、日常的な業務に関する事柄などから、信用金庫業務のお役に立ちそうなものを毎回2、3件ピックアップしています。当事務所は、銚子信用金庫様から法律顧問を仰せつかっており、日常的に様々なご相談をお受けしていることから、その時々で特にご関心をお持ちのテーマを選定するようにしています。

今回の研修の約1か月前である平成28年12月19日、預金債権は相続と同時に当然に相続分に依りて分割されるとして従来最高裁判例を変更し、預金債権は相続と同時に当然に分割されることなく遺産分割の対象となるとの判断を示した最高裁決定（金融法務事情2058号6頁）がありました。この最高裁決定は、相続預金の払戻しの際には原則として相続人全員の署名押印を求めるという従来からの金融機関の実務に沿うものである反面、一部の相続人のみから葬儀費用や当面の生活費に当てるための預金の払戻請求があった場合に払戻しに応じる理論構成が難しくなるなど、金融機関の預金実務に大きな影響を及ぼすものです。そこで、今回の研修では、この最高裁決定の内容や、これを踏まえて今後採るべき実務対応を取り上げました。

また、昨年は、金融機関と信用保証協会との間で保証契約が締結されて融資が実行された後に主債務者が反社会的勢力であることが判明した場合の保証免責の成否に関する最高裁判決（最判平成28年1月12日

金融法務事情2044号64頁）や、これに関連する複数の高裁判決がありました。今回の研修では、これらの判決についても取り上げました。

このほか、今回の研修では、預金の払戻請求があった場合の預金者の意思確認の方法に関する留意点といった、信用金庫において日常的に行われている業務に関することもお話ししました。

今回の研修は、役職員の方々約40名が出席されましたが、銚子信用金庫様から、いずれのテーマも日頃の業務にかかわってくる重要なものなので、当日出席できなかった職員も同様の研修を受けられるようにしたいとお申出を頂きました。そこで、後日、当日と同内容の研修を動画に収録してお送りし、適宜の時間に受講することで、内部での研修に役立てていただいております。

当事務所では、このような研修のご依頼を多数お受けしております。研修のテーマは、研修の目的やご希望を踏まえ、時宜に合ったものをご用意いたしますので、研修の開催をご検討の折には、是非当事務所までご一報ください。





民暴ABC

## 反社の手口と対応策について ～ヒットエンドアウェイ～(その1)

弁護士 小川 幸三

**弁護士** それでは、不当要求の手口の2つ目である「強烈な追い込みをかけて素速く逃げる」について説明しましょう。

**不動産会社管理部長** お願いします。

**弁** 「如何に警察に逮捕されずに如何に多くの市民・企業を食うか」という暴力団の経済原理からしますと、市民・企業に強烈な追い込みをかけることによって、市民・企業に警察の助けを求めざる暇も与えずに財産を侵奪し、そして、素速く逃げて警察による逮捕を事実上免れるというのは、蓋し当然だと言えます。

**部** よく「飛ぶ」と言われているやつですね。

**弁** そうです。私の経験からして、財産奪取後の被害回復は事実上非常に困難です。彼らは逃げてもういませんし、財産もどこにあるか判りませんので民事の判決をとっても強制執行することができません。警察に逮捕してもらって刑事訴訟手続の中で被害弁償を受けるか、或いは、被害が不動産等持って逃げられない場合に詐欺・強迫取消、詐害行為取消等で不動産等の転得者に対抗する位しか方法はないのです。

**部** そうですか……組長責任訴訟はどうでしょうか。

**弁** おっ、鋭いですね！ 財産奪取後の被害回復困難な領域をカバーする議論として組長責任訴訟は非常に有益で魅力的です。ですが、この議論もパーフェクトではありません。どのような事実があれば組長責任の要件を充足するかは現在分析検討中です。いずれ発表しますよ。

**部** 楽しみにしています。そうしますと当面は、取られたらお終いと考えた方がいいですね。

**弁** そうです。しかし、財産奪取前であれば対抗手段はあります。強烈な追い込みに対して市民・企業は財産を奪取されないよう防御すればいいのです。

**部** 具体的にはどのように防御をすればいいのですか。

**弁** 強烈な追い込みをかけて財産を奪取すると言っても、それで簡単に捕まったら意味がありません。当然、彼らは契約書や念書を市民・企業に書かせて、

その上で財産を奪取します。

**部** 彼らはそんなに念書に拘るのですか？

**弁** 拘ります。まず、市民・企業に口頭で約束させたうえで、それを念書に書けと必ず言います。私が相談を受けた案件は全部そうでした。その理由は、次の財産奪取を容易にするためと、あと、不当要求の手口の6番目の「正当な権利行使の外形を作り出す」で触れる予定ですが、民事の取引だと言い張って警察の介入を躊躇させるためです。

**部** なるほど、念書にはそういう効力があつたんですね。

**弁** そうなんです。彼らの目標は、誰にも邪魔されずスピーディーに念書を獲得することです。そのために彼らはありとあらゆる手段を講ずると言っても過言ではありません。ですから、市民・企業の目標は、「彼らの講ずるありとあらゆる手段に抵抗して、念書を書かないこと」と、「彼らの追い込みを排除できる警察や弁護士に介入してもらうこと」になります。既にお話ししたとおり、財産を奪取された後では被害回復が事実上図れないことからすれば、財産奪取前の彼らの攻撃に対する市民・企業の防御が正に天王山になるのです。

**部** なるほど。ところで、警察の介入だけでは防御としては不十分でしょうか？個人レベルでは知り合いに弁護士がいない人も多いでしょうし、弁護士に依頼すると弁護士費用が発生するじゃないですか。

**弁** 警察だけでは不十分です。警察官は職務上、民事の問題を解決することができませんし、また、民事の知識も十分ではありませんから、ここは有料でも不当要求対応ができる民暴弁護士に依頼した方が絶対がいいです。各都道府県の弁護士会には民事介入暴力被害者救済センターがありまして、民暴弁護士を紹介してもらうことができます。民暴弁護士はこの相談を公益活動と位置づけておりますので費用は良心的です。

## 書籍紹介『不当要求等対処ハンドブック』

弁護士 鶴岡 拓真



この度は機会を得て、当事務所で書籍を出版することになりました。

本書籍は、「不当要求等対処ハンドブック」と題し、昭和50年代から暴力団被害者の代理人として暴力団被害の予防と損害回復に努めてきた所長の篠崎芳明弁護士が中心となって、不当要求事例をQ&A方式でわかりやすく解説した書籍であり、以前に出版した「警察安全相談対処ハンドブック」の姉妹本です。

本書では、各業

界における基本的な不当要求事例を想定し、事例に対する回答と解説、対応上の留意事項を記載する形式になっています。「回答」では、想定した具体的事例に即して端的に回答を示しており、企業の担当者が実際に同じような問題に直面したときに対応できるように配慮しています。「対応上の留意事項」では、弁護士の視点から、陥りやすい間違いや適切に問題解決をするためのポイントを簡潔に述べていることから、回答と対応上の留意事項を確認することによって基本的な問題に対応できます。加えて、「解説」では、問題の所在を抽出した上で法律等による基本原則を示し、対応策や関連する類似事例を解説しており、より複雑で発展的な問題にも対応できるようになっています。

不当要求に直面した企業の担当者の相談手引書という体裁ですが、事例を前提としたQ&A方式なので皆様にとってもイメージがしやすく、不当要求事案とその解決方法を見開き2頁で記載しており簡単に読むことができます。ぜひお手にとっていただければ幸いです。



## 判例紹介【最大決平成28・12・19】

### ～預貯金債権と遺産分割対象性～

弁護士 石黒 一利



共同相続された預貯金債権については、最判平成16年4月20日(裁判集民214号13頁)が「相続財産中に可分債権があるときは、その債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり、共有関係に立つものではないと解される。」と判示し、これまでは、遺産分割の対象とはならないとされてきました。

上記平成16年最判に従うと、各法定相続人は遺産分割を経ることなく相続分相当額の預貯金債権を取得し、金融機関に対しその支払請求ができることになります。

しかし、預貯金債権が遺産分割の対象にならないと、不動産等の不可分の遺産を相続分どおりに分割できないとき、預貯金債権を使って調整するといった柔軟な遺産分割ができなくなります。

そのため、最大決平成28年12月19日(金商1510号37頁等)は、「遺産分割の仕組みは、被相続人の権利義務の承継に当たり共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とするものであることから、一般的には、遺産分割におい

ては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましく、また、遺産分割を行う実務上の観点からは、現金のように、評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産を遺産分割の対象とすることに対する要請も広く存在することがうかがわれる」とした上で、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。」とし、上記平成16年最判を判例変更しました。

また、最判平成29年4月6日(金商1516号14頁等)も「共同相続された定期預金債権及び定期積金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。」と判示しました。

上記判例変更により、今後、遺産分割前に金融機関に対して相続分相当額の預貯金債権の支払請求をしても応じてもらえないので、十分に注意が必要です。

# 近況報告

## 弁護士 篠崎 芳明

当法律事務所の全弁護士が執筆した立花書房刊「警察安全相談対処ハンドブック」が好評で、増刷を重ねております。今般（平成29年5月）その続編として同社から「不当要求等対処ハンドブック」を出版いたしました。この書籍も当法律事務所の全弁護士が執筆を担当しております。私は事務所代表者としてこれらの刊行に関与させていただきましたが、向後とも暴力団撲滅に向けて邁進する所存です。お陰様で、健康のうちに弁護士人生50年を超えました。初志貫徹を目指して日夜奮闘しています。

## 弁護士 進士 肇

昨年末からライザップに通って3ヶ月。体重が8Kg減り、腹筋がうっすらと見えてきました。軽くなった身体を引っさげて、今年上半年は、30km 1本、フルマラソン3本、60km 1本。元気です。また6月に、『破産管財人の財産換価』（商事法務、2015）の姉妹本として、岡仲浩=小畑英一=島岡大雄=進士肇=三森仁編『「破産管財人の債権調査・配当」』を刊行しました。前著同様、裁判官・法学者・弁護士によるコラボです。

## 弁護士 小川 幸三

現在、整形外科のリハビリに通って理学療法士のお兄さんにいろいろ教わっています。膝が曲がってしまっただけで伸びなかったのですが、逆に膝を思い切り曲げることで伸びるようになったときに言われた「逆説的ですが、伸ばしたいときには曲げるんですよ」という理学療法士の言葉には目から鱗でした。

## 弁護士 寺寫 毅一郎

昨年11月の事務所引越し以来、通りに面した大きな窓を背に、冬から春と、自席で自然光を楽しんできました。夏は冷房効率のうえでブラインド、と分かっているのですが、窓外の夏の日差しに未練を残しています。

## 弁護士 杉山 一郎

自動運転に関する追突事故の報道がありました。現在の自動運転は、運転者が安全運転を行うことを前提とした「運転支援技術」に過ぎないようです。完全な自動運転技術が確立すれば、天馬博士の子供・飛雄はハンドル操作を誤った交通事故で死なず、鉄腕アトムも誕生しないかも。

## 弁護士 中山 祐樹

事務所が移転して半年が経ちました。これまで新橋駅に出る際には、旧事務所の目の前の虎ノ門駅から徒歩1駅分、銀座線に乗っていましたが、虎ノ門駅が少し遠くなり、新橋駅が少し近くなったことを契機に、事務所から新橋駅まで歩くようになりました。10分ほどのウォーキングですが、運動不足の解消に少しは効果があるのではないかと思います。

## 弁護士 石黒 一利

この数年、運動といえばゴルフと草野球しかしておらず、いよいよ体重もなかなか落ちない年齢になってきました。そこで、4月から息子と一緒に近所の空手道場に通い始めました。わずか1時間強の練習でも翌日には全身が筋肉痛で、自分の体力が相当落ちていいることを実感しています。オヤジとしての威厳を保つためにも、せめて息子よりは早く昇級していきたいものです。

## 弁護士 鶴岡 拓真

この度、私事ながら3月に婚姻届を区役所に提出し、修習生時代からお付き合いをしていた彼女と結婚しました。趣味に仕事にと家庭以外に時間を割くことが多く、なかなか家にいる時間を多くとれていませんが、妻も弁護士であるため理解があって助かっています。もともと、それに甘えることないよう、より時間を効率的に使って行こうと決意を新たにしました。

## 弁護士 金山 真琴

先日健康診断に行ったら、体重が前年から6キロも増えていました。昨年に当事務所に入所してから、依頼者の皆様に信頼していただけるような様々な案件に関与し、弁護士としての経験を積み重ねるべく精進しておりますが、積み重なっていったのは体重だったようです。今後は身も心もシャープにしていく所存です。

## 弁護士 清水 恵介(客員)

「障害者権利条約と民法理論」（成年後見法研究14号）、「国際的比較でみた成年者の法的保護」（実践成年後見67号）、「定期備船料の将来債権譲渡担保と備船者の承諾」（早稲田法学92巻2号）、「成年後見における本人の意思決定」（桜文論叢93巻）、「配湯権の明認方法を認めた事例」（温泉地域研究28号）。すべて本年2~3月公刊のものです。

## 税理士 藤代 節子

ポイントカード入れがパンパンなので、勧められても辞退することが多々あります。事務所が引っ越したのは近所なのに行くお店が変わりました。そして某ドラッグストアのポイントカードを作ってしまった。こんなに良く利用するのなら早く作っておくんだっ、と思いつながらどれだけ貯まっていたのか分からず、ポイントを使ったこともありません。

当事務所のホームページです。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。

